

令和6年12月2日

総務部総務課

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）**1 和解の相手方**

江東区民

2 事件の概要

- (1) 発生年月日 令和6年4月3日
- (2) 発生場所 東京都江東区大島二丁目18番 区有通路6168号
- (3) 事件の概要 令和6年4月3日、被害者が自家用車で江東区大島二丁目18番の区有通路上の地面から突出していた角型鋼管の上を通行したことにより、左前輪タイヤがパンクした。タイヤがパンクした原因である角型鋼管が存在していたことは、区有通路を管理する区の管理不足であり、また、タイヤ1本分の交換のみではバランスが悪く、片効きすると車がスピンしてしまうおそれがあり、大事故になる危険があるという安全上の理由からタイヤ4本分の支払を求めるとして、令和6年6月27日、被害者は、本区を相手方として東京簡易裁判所に調停の申立てを行った。

本件について、申立人及び区の協議が調ったことから、区が申立人に対し、タイヤ1本分の交換費用である32,505円を支払う内容等で調停が成立した。

3 決定年月日 令和6年9月25日**4 和解の内容**

- (1) 区は、相手方に対し、本件解決金として、3万2,505円の支払義務があることを認める。
- (2) 区は、相手方に対し、本件解決金を、令和6年10月25日限り、相手方名義の口座に振り込む方法により支払う。この振込手数料は区の負担と

する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

(4) 相手方及び区は、相手方と区との間には、本件に関し、本調停事項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 調停費用は各自の負担とする。

5 損害賠償額 32,505円